

『憲法改正試案』の概要



IIPS

日本国家全体の姿や精神を表明した前文に

日本が長年独自の文化と固有の民族生活を形成し発展してきたという歴史を踏まえ、歴史的文化的存在である日本の二十一世紀を見通した国家像として、自由・民主・人権・平和の尊重を基本とした国家体制を堅持した上で、教育や文化の重要性を強調し、国際平和と世界文化の創生への寄与等を日本の独自性として提唱した。

元首としての天皇の地位を第一条で規定

第一条に天皇の地位を規定することで、憲法の最初の一条に日の独自性を打ち出した。天皇は現在においても外交使節の接受を行い、外国においては元首として扱われていることも考え、伝統的・歴史的権威を保持する天皇を象徴的元首として規定した。天皇が実質的権能を有しないことは、第二章の天皇の章において、現行憲法を踏襲する形で明示した。

国民主権の章を第一章に

国民に主権が存することを強調するため、国民主権の章を新たに策定し、第一章とした。また、主権行使の実質化を図るため、主権者としての選挙の責務を国民に課す一方で、政党に対し国民の政治的意思形成に協力する義務を、国に対しては国民への情報開示による説明責任を規定した。

自衛隊を防衛軍に

現行第九条第一項の戦争放棄の規定は現状のままとし、平和の理念を尊重するとともに、その第二項において自衛のための防衛軍を位置づけた。また、第三項では国際平和、人道支援等のため、国連や国際協調の枠組みの下での活動に防衛軍が参加することを認め、第四項でその際の武力行使についても、国会承認のもとに行えることを明記した。

他者の権利尊重や外国人の人権保障を明記

基本的人権は生来の権利としてすべての人に存することを確認し、外国人に対しても権利が保障されることを明文化した。また、昨今の行き過ぎた利己主義を反省し、本来の個人主義を目指し、自己の権利と同様に、他者の権利の尊重も必要という相互性を明示することで、個人の権利の濫用禁止という現行憲法規定を強化した。

政教分離規定を実質的に

地鎮祭等についての判例の立場も踏まえつつ、宗教的活動であつても一律に禁止されるわけではなく、社会的儀礼や習俗的行事とされる行為等合憲とされる範囲があることを明文化した。

家庭の条項を規定

家庭を社会を構成する基本的な単位と位置づけるとともに、家族相互の責務、国による保護義務を規定した。

新しい人権を規定

新しい人権として人格権、環境権、創造活動の自由及び知的財産権の保護を規定し、さらに国民に国の平和と独立を守る責務を認めた。

衆議院の優位性と参議院の独自性

二院制のもとで、首相選出や法案の可決権において衆議院の優位性をさらに拡充し、それとあわせて衆議院議員についてのみ直接選挙を規定した。参議院については政治的安定性を前提に、行政府に対する一定の人事権を行使するものとした。

国会による行政監視機能の強化

首相権限へのチェック機能を高めるため、国政調査権の内容を拡充し、特に少数野党主導の調査を可能とするため、少数派調査権を導入した。

衆議院選挙を利用した実質的首相公選制へ

衆議院選挙の際、政党に首相候補の明示を義務付けることで、衆議院選挙を実質上首相選出のための選挙として位置づけた。その結果、衆議院での内閣総理大臣指名にあたって、過半数を得られない場合に備え、決選投票による首相選出も可能とした。

首相のリーダーシップの強化

実質的な首相公選制を背景に、行政権を首相専属とした。首相は従来どおり各大臣の任免権を有し、また、独立した決定権を有する結果、行政内部での対立については従来合議体制から首相裁断による決定が可能となる。また、首相が提出した法案について国会と対立した場合には国民投票に付すことを可能とし、その信任を得た場合には法案を成立させることができるものとした。

緊急事態条項の新設

国防、テロ、大規模自然災害等の緊急事態に対応して、内閣総理大臣への一時的権力集中、基本的人権の制約等憲法条項の一時的停止を可能とするともに、当該条項が濫用されないよう、国会による事前あるいは事後的統制を規定した。

憲法裁判所の創設

違憲審査権の終審裁判所として従来の最高裁とは別に憲法裁判所を創設した。裁判官は国会と内閣総理大臣で半数ずつ任命し民主的正統性を得るとともに、再任なしとすることで選任者の政治的影響力を排除した。判断内容としては、法律上の争訟を前提とした具体的審査権に加え、国会や内閣総理大臣によって提起された場合には事件性がなくとも違憲性を審査できる抽象的審査権を含むものとし、さらに訴訟当事者からの提訴も最高裁の確定後に限定して可能とした。

健全な財政の維持を規定

財政の章については、健全な財政原則をつたうとともに、従来の問題指摘を踏まえ、継続費を認め、私学助成の禁止の条項を修正した。

地方自治の原則を宣言

従来、あいまいと指摘されてきた「地方自治の本旨」を団体自治と住民自治と明記し、地方自治の原則を憲法上宣言。地方自治を実質化するため、課税自主権を明記した。道州制については、憲法上は規定しない。

憲法改正手続きの簡素化

憲法制定権力を保持する国民主権の立場から国民投票は必須事項のままとするが、国会における発議権を現行の総議員の2/3以上の賛成から過半数による賛成に変更した。

憲法が条約にも優位する最高法規性の明記

国際条約の遵守義務を規定する一方で、憲法と条約の間での憲法の上位性を明定する。

財団法人 世界平和研究所

二〇〇五年(平成十七年)一月